

表彰規程

- 1 本連盟加盟校の生徒またはチームで、全国大会において第3位まで入賞した者及び日本代表選手として国際競技会に出場した者を表彰する。
 - 2 本連盟に加盟している学校の教職員で、次に該当する者を表彰する。
 - (1) 全国大会で第3位までに入賞した者及び日本代表選手として国際競技会に出場した者
 - (2) 全国大会で優勝した生徒を育成した者
 - 3 本連盟の役員で次に該当する者に感謝状を贈る。
 - (1) 会長を務め、その任を離れた者
 - (2) 副会長を務め、その任を離れた者
 - (3) 専門部長を務め、その任を離れた者
 - (4) 理事長を務め、その任を離れた者
 - (5) 理事を通算4年以上務め、その任を離れた者
 - 4 その他（特別表彰）
 - (1) 県高等学校総合体育大会において、15年連続優勝したチームを表彰する。
(以降5年刻みとする)
 - (2) 本連盟の発展に特に功績のあった者を表彰する。
- ※国際競技会とは、本連盟海外派遣激励費規程第3条に掲げる大会とする。

附 則

平成14年5月17日一部改正
平成18年5月19日一部改正
平成25年4月26日一部改正

表彰規程・役員表彰内規

- 1 山形県高等学校体育連盟の役職を離れた場合は、表彰を行う。
- 2 同じ役職での表彰は、重複しない。
(例：部長職で一度表彰を受けた場合は、次の部長職での表彰はしない)
- 3 山形県高等学校体育連盟の役職を継続している場合は、その時点では表彰しない。
- 4 複数の役職の任を継続し、その任を離れる場合の表彰。
 - (1) 異なる役職を継続し、その任を離れた場合は、全ての役職を記載し表彰する。
(例：副会長・部長として・・・・・・・・)
 - (2) 同じ役職を兼任または継続し、その任を離れた場合は、一つの役職名での表彰とする。
(例：複数の部長兼任の場合)

附 則

平成14年5月17日制定
平成25年4月26日一部改正